令和８年４月に小中学校に入学予定の児童生徒がいる保護者の方へ

令和7年10月
大刀洗町教育委員会

令和８年度 就学援助（入学準備金）
入学前支給のお知らせ

「就学援助」とは、経済的理由で就学にお困りの大刀洗町内の小・中学校等に通う児童生徒の保護者に対し、費用の一部を援助する制度です。大刀洗町では、新入学用品費、給食費、学用品費等の項目があります。

今回は、「就学援助」のうち**「新入学用品費」**について、「入学準備金」として**入学前の支給**を行います。支給を希望する場合は、教育委員会へ申請手続きが必要です。

※ 入学前の支給については「入学準備金」、入学後の支給については「新入学用品費」としています。

1 申請手続きから支給までの流れ

（1）申請手続き

①申請書(令和８年度大刀洗町就学援助費(入学準備金)受給申請書および口座振込依頼書)を受け取る。

↓

②申請書を記入し、「3 申請に必要なもの」（2ページ）をそろえる。

↓

③申請期間内に、大刀洗町教育委員会へ提出する。

※令和８年４月に小学・中学１年生になる児童生徒が同世帯にいる場合、申請書は１枚（同時申請）で可。

＜申請期間＞ 令和7年12月1日(月)～令和8年2月13日(金)必着

窓口受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土日祝・12/27～1/4を除く)※郵送可

（2）審査及び結果通知

受付期間内に申請された方には、３月中に結果を郵送で通知し、認定者には支給金額を指定口座へ振り込む予定です。

【支給時期】令和８年３月下旬（予定）

【支給方法】申請者（保護者）名義の口座に直接振り込みます。※申請者の口座以外不可

2 対象者

令和８年４月に大刀洗町に住所を有し、大刀洗町立、県立または国立の小・中学校に入学予定の児童生徒のいる次のいずれかに該当するご家庭　※申請日時点で大刀洗町に住所がない方はご相談ください。

準要保護	1	令和６・７年度中に生活保護法に定める教育扶助の停止・廃止を受けた方 （世帯構成などの変更を伴う場合は除きます。）
	2	児童扶養手当を全額受給している方（児童扶養手当：ひとり親世帯対象の制度）
	3	世帯全員の国民健康保険税が免除された方
	4	世帯全員の国民年金の保険料が国民年金法第８９条又は第９０条に基づき全額免除された方
	5	令和６年１月～１２月の世帯全員の合計所得金額の合計が支給対象基準金額以下の世帯 「支給対象基準金額のめやす」（世帯構成員の年齢により、金額は上下します。）

世帯員数	２人	３人	４人	５人	６人
基準金額	約１６８万円	約１９１万円	約２５０万円	約３２６万円	約３６８万円

・所得金額とは、確定申告の場合は、令和６年分確定申告書の「所得金額」欄の「合計」、給与所得のみの場合は、令和６年分源泉徴収票の「給与所得控除後の額」です。
・世帯構成は、申請書提出月における住民票上の世帯構成員です。

※１６歳以上の世帯構成員の所得合計額が審査対象になります。
※世帯構成員の年齢等により基準金額が世帯ごとに違うため、事前に支給の可否の計算はできません。

準要保護	6	その他教育委員会が上記に準ずる程度に困窮していると認めた方

3 申請に必要なもの

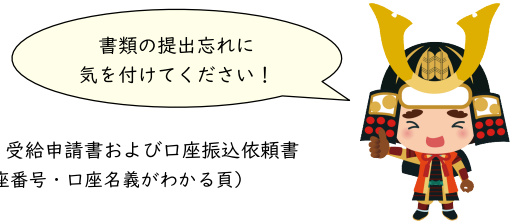

（1）申請者全員

①令和８年度大刀洗町就学援助費（入学準備金）受給申請書および口座振込依頼書
②申請者の通帳（銀行名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義がわかる頁）

（2）該当者（添付書類）

状況	必要な書類	備考
① 世帯の中に令和７年１月２日以降に大刀洗町に転入した１６歳以上の人がいる	転入した人の**「令和７年度住民税課税(非課税)証明書」**（写し可） ※源泉徴収票は不可。	令和７年１月１日時点で住民票があった自治体で発行できます。 申請書の提出と同時に提出できない場合は、提出時にその旨お伝えください。
② 世帯員全員が国民年金保険料の全額免除もしくは国民健康保険税の免除を受けている	**免除の通知書**の写し	
③ その他特別な理由により経済的に困難	そのことが分かる書類	
④ 賃貸住宅に住んでいる	最新の**「賃貸契約書」**の写し ※住所・借主・貸主・賃貸期間・家賃額が明記されているもの	書類の提出がなくても受付及び審査できますので、提出は必須ではありませんが、提出いただくと審査の計算上加算（上限あり）します。

4 支給金額

対象の児童生徒１人につき　小学１年生　５０，０００円程度

中学１年生　６０，０００円程度

※ 国の基準に基づいて、金額が決まります。令和８年度は未定です。参考に令和７年度の基準額を記載いたします。

小学校：５７,０６０円

中学校：６３,０００円

5 注意事項

（１）申請書類の提出忘れ・遅れに対する救済措置はありません。十分にご注意ください。

（２）申請書に記載された内容の確認等について電話や郵送にてご連絡することがあります。

申請内容の確認及び添付書類不足等の理由で、電話や通知書による連絡をする場合があります。携帯電話の設定や、郵便物の確認等をお願いします。

（３）申請内容を変更されたら再度申請が必要です。

申請された内容から世帯員、氏名、住所、住民税情報、振込先口座等を変更した場合は、再度申請が必要です。

また、申請内容に誤りがあった場合や変更があったにもかかわらず、再度申請を行わなかった場合、遡って返納となる場合がありますのでご注意ください。

なお、令和８年１月１日以降で、町外からの転入等の理由で世帯状況が変わった場合、就学援助の審査に必要となりますので、６月ごろに「令和８年度住民税課税(非課税)証明書」の提出をお願いします。

申請内容が変わったら
再度申請してください！

（４）所得の確認について

令和７年１月１日現在、大刀洗町に住所（住民登録）がある方は、申請書に基づき、大刀洗町課税台帳上の記録により確認しますので、課税証明書等の書類は必要ありません。

ただし、令和６年分の収入の申告をしていない方は、所得の審査ができませんので、早めに申告を済ませてください。所得のない方（被扶養者を除く）や、税務署で所得申告が必要ないと言われた方も、市町村への申告は必要です。

また、令和７年１月１日現在、国外に住んでいた方は、大刀洗町教育委員会こども課学校教育係へお問い合わせください。

なお、就学援助の審査については、令和７年分の大刀洗町課税台帳上の記録により確認しますので、同様に申告を済ませておいてください。

（５）次のいずれかに該当する場合は、入学準備金を受け取ることができません

・令和８年度入学式までに大刀洗町外へ転出される場合
・私立または大刀洗町以外の市町村立の小中学校に入学する場合
・申請時と世帯の状況が変わって就学援助の要件に該当しなくなった場合

6 Ｑ＆Ａ

Ｑ.入学後の就学援助はどうなるの？

①再度の申請は不要です

同世帯に他に就学援助の対象の児童生徒がいる場合も、同様に不要となります。

ただし、世帯員、氏名、住所、住民税情報、振込先口座等の申請内容の変更があれば、再度申請が必要となります。

申請方法や支給額等の詳細は、学校を通してご案内します。町ホームページ等にも掲載します。ご確認ください。

②今回と審査結果が変わることもあります

入学後（令和８年度）は、令和７年中の世帯全員の合計所得金額をもとに認定の審査を行います。

今回は、令和６年中の世帯全員の合計所得金額をもとに認定の審査を行います。

そのため、今回の審査で認定（入学準備金を支給）された場合でも、令和７年度に世帯の所得状況や世帯構成員の変更等があり、給食費や学用品費等の就学援助費の支給を受けられない場合があります。

一方、今回の入学準備金の申請で該当されなかった場合でも、改めて就学援助で認定された方には、１学期分の他の就学援助費と同時（７月）に、新入学用品費として支給します。

③今回入学準備金の支給を受けられた場合は、入学後の新入学用品費は支給されません

今回「入学準備金」の支給を受けた場合、令和８年度就学援助の「新入学用品費」の支給はできません。

①申請書の提出を忘れない
②役場や学校からの連絡に気を付ける
③申請内容に変更があれば、もう一度申請する
④収入の申告をする

忘れないようにもう一度確認してください！

7 問合せ先

（１）　申請手続き・制度の内容に関すること

大刀洗町教育委員会　こども課　学校教育係（TEL ７７-６２０５　FAX ７７-２７２０）
〒８３０-１２９８　三井郡大刀洗町大字冨多８１９

（２）　所得申告(住民税)の手続きに関すること

大刀洗町役場　税務課 町民税係　（TEL ７７-０１７２　FAX ７７-３０６３）